

装装保第5457号
令和5年3月29日
一部改正 装装保第11797号
令和5年6月30日
一部改正 装装保第19892号
令和6年10月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定について（通知）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。)第10項の規定に基づき、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定の考え方の方針について(装装保第5239号。令和4年3月31日)の全部を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

記

1 保護すべき情報の指定

調達要求をする者(以下「要求元」という。)は、装備品等及び役務の調達要求を行うに当たり、次に掲げる情報を保護すべき情報(確保通達第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。)として指定することを基本とする。

- (1) 防衛省が提供する取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(防防調第4608号。19.4.27)第1に規定する取扱い上の注意を要する文書等及び同通達第8に規定する注意電子計算機情報

(2) 契約の履行過程において防衛関連企業（確保通達第2項第8号に規定する防衛関連企業をいう。以下同じ。）が生成する情報のうち、次に掲げる情報（装備品等の能力をおおよそ識別できる情報を含む。）

ア 前号の情報の一部を含んでいる情報

イ 解釈又は分析により、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

ウ 防衛関連企業が取り扱う情報を組み合わせた結果、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

2 保護すべき情報の指定に関するチェックシート

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。令和5年3月14日。以下「細部通知」という。）第3項第1号に規定する保護すべき情報の指定に関するチェックシートは、別記様式第1とする。

3 情報セキュリティ指定書の作成

細部通知第3項第2号に規定する情報セキュリティ指定書は、別記様式第2を基準とする。

4 情報セキュリティ指定書の変更等

(1) 要求元は、保護すべき情報の指定の変更等を行った場合は、前項の情報セキュリティ指定書の変更等を行うものとし、変更等を行った情報セキュリティ指定書を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

(2) 契約担当官等は、前号の規定による通知を受けた場合は、情報セキュリティ指定書の変更等について、別記様式第3を基準として、監査官（細部通知第3項第5号の規定により指定された監査官をいう。）の所属長及び装備政策部装備保全管理課長に通知するものとする。

5 情報セキュリティ指定書に関する問合せへの対応

(1) 契約担当官等は、契約の履行過程において生成した情報が保護すべき情報に該当するか否か等の問合せを防衛関連企業から受けた場合は、要求元に確認を求めるものとする。

(2) 要求元は、前号の規定による確認の求めがあったときは、保護すべき情報に該当するか否か等を確認し、その結果を書面で契約担当官等に回答するものとする。

(3) 契約担当官等は、前号の規定による回答について、防衛関連企業に送付するものとする。

6 経過措置

第2項の規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用することとし、令和7年3月31日までの間に締結した契約については、なお従前の例によるものとする。

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

作成年月日：

保護すべき情報の指定に関するチェックシート

調達要求番号	
調達要求年月日	
調達要求書作成部署	
調達要求決裁者 (所属・役職・氏名)	
調達要求件名	
保護すべき情報の指定に関するチェック内容	<p>本調達における企業が取り扱う情報についてのチェック内容 (「はい」又は「いいえ」の該当する□を✓を付す)</p> <p>(1) 本調達において企業に利用させる情報等に関する事項 ・関係者以外への開示を制限する情報の伝達、文書、データ及び物件の貸付け又は提供することはない。 (□はい・□いいえ)</p> <p>(2) 本調達において企業が作成した情報等に関する事項 ・当該情報、文書、データ及び物件の全てを開示することを予定している、又は、積極的な開示は予定していないが求められれば、全て開示できる。 (□はい・□いいえ)</p> <p>(3) 本調達において企業が契約を履行する環境に関する事項 ・契約を履行する現場への立入や契約履行中の情報の取扱いを契約の履行関係者に制限しなくても良い。 (□はい・□いいえ)</p>
<p>上記(1)から(3)までを踏まえた本調達の中の保護すべき情報の有無</p> <p>設問 1 (1)から(3)までにおいて、1つ以上「いいえ」があるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1つ以上「いいえ」がある ⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。 (以降の設問は省略)</p> <p><input type="checkbox"/> 全て「はい」 ⇒設問 2 へ</p> <p>設問 2 国際共同研究開発の相手先や他国の情報を取扱う調達であり、保護すべき情報の指定を行わず企業に情報セキュリティ対策を求めない場合、当該他国との信頼を損なう可能性があるか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい ⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ⇒保護すべき情報がないため、特約条項を適用しない。</p>	

別記様式第2（第3項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号																			
	調 達 要 求 番 号																			
	調 達 要 求 年 月 日																			
	作 成 部 課																			
	作 成 年 月																			
品 名																				
仕 様 書 番 号																				
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考												
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考																	

別記様式第3（第4項第2号関係）

文書番号
発簡年月日

（監査官の所属長）

殿

装備政策部装備保全管理課長

（契約担当官等）

情報セキュリティ指定書の変更等について（通知）

下記の契約に係る保護すべき情報の指定の変更等が別紙のとおり行われたので、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定について（装保第5457号。令和5年3月29日）第4項第2号の規定に基づき、通知する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号（認証年月日）又は契約番号（契約年月）

添付書類：別紙（要求元からの保護すべき情報の指定変更等通知文書）